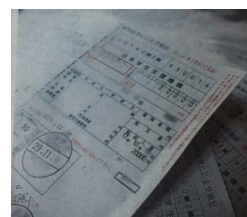


## 奨学金破産



標題の朝日新聞 2 月 16 日朝刊の「息子の死後督促 265 万円」を読んで、気が重くなった。写真は 77 歳の妻の手元に残る月 2 万円の振込票。

12 年秋、北海道の港町に暮らす夫婦のもとに、265 万円の一括返還を求める督促状が届いた。39 歳の息子を膵臓がんで亡くし、8 年がたっていた。「なんで、いまごろ」。連帯保証人である夫宛ての書類を見ると、息子は借りた 185 万円のうち 80 万円ほど返していた。残金と利息の合計 123 万円に加えて、延滞金が 142 万円。延滞金は死後の分も含まれていた。妻(77)が機構に電話すると、担当者は言った。「払えなければ裁判になります」。脅されているようだ、と感じた。

本人が亡くなった場合、日本学生支援機構法では、借りた額の全額か一部の返還を免除できる、とされている。ただ、施行細則には「返還を延滞した額は、これを免除しない」とあり、延滞していると機構は免除を認めない。

夫婦は法廷で争うことを選んだ。裁判記録によると、機構は息子の死後 8 年間、連帯保証人に請求してこなかったことを認め、延滞金を半分にした分割払いを提案した。総額で 199 万円。依頼した弁護士は「すべてを免除させるのは難しい」という。「これ以上延ばすと延滞金がかかります。裁判を続けますか」。唇をかんで和解案をのんだ。

年金暮らしで貯金はない。14 年になんとか 50 万円を返し、その後も毎月 2 万円を振り込んでいる。借りるときは担保も審査もなく貸してくれたが、返すときは事情をくんでももらえない。妻は振込日が迫ると、近くの郵便局まで軽自動車を走らせる。夫が 89 歳になる春まで、あと 4 年続く。

記事を読んで、学生支援機構はここまでやるのか、と怒りが湧いてきた。強引な取り立てをする「金貸し業」ではないか。まさに奨学金という「ローン破産」だ。じつは、連帯保証人については、苦い思い出がある。私も大学院の 5 年間にかかなりの額の奨学金を借りた。奨学金なくして、大学院進学や修了もできなかった。当時は日本育英会であったが、貸与申請する際に、2 人の連帯保証人をつける必要があった。確か 1 人は貸与地の近くという縛りがあり、京都の親戚に頼みに行った。なんとか認めてもらったが、連帯保証人の制度について疑問に感じていた。

でも、当時は貸与後に教育職に何年間勤めると返還が「免除」される規定があった。オーバードクター 1 年でなんとか短大に就職でき、返還免除となった。今はこんな規定もないようで、利子付きが大半なようだ。幸運だった「わがこと」を思い出しながら、日本の教育の貧困、酷い現実には怒りを覚えた。

(2018 年 2 月 19 日)